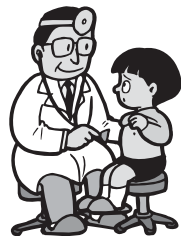


報告第32号 協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関する事」について
 平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された
 「国民健康保険事業の取扱いに関する事」の調整方針に基づき、
 引き続き検討を行った結果を報告しました。

福祉医療助成事業について

調整方針	4 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、 <u>合併時に調整することとする。</u>
調整結果	4 福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。 (1) 乳幼児 小学1年の年度末までの全診療とする。 (2) 重度心身障害者 身障手帳3級、療育手帳B判定、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の通院医療までとする。 (3) 母子、父子家庭 母子、父子家庭については、県の補助基準である所得税非課税世帯とする。



【調整理由】(1) 乳幼児については、伊香保町は7才の年度末（小学1年）まで、北橋村は7才未満児まで、他の4市村では未就学児まで助成範囲となっているが、県内各市町村も拡大の傾向にあることから、伊香保町に倣い小学1年の年度末までとする。
 (2) 重度心身障害者については、障害者福祉の充実を図る見地から、また、最も対象者の多い渋川市の助成水準に合わせることにする。
 (3) 母子、父子家庭については、近年、対象者、件数ともに増加の一途にあることや、必ずしも経済的弱者であるとは限らないことから、財政負担などを総合的に勘案し、県の補助基準である所得税非課税世帯とする。

報告第33号 協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」について
 平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された
 「ごみ処理事業の取扱い」の調整方針に基づき、引き続き検討を行った結果を報告しました。

家庭系一般廃棄物の排出について

調整方針	1 <u>家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整する。</u>
調整結果	○ 家庭系一般廃棄物の排出に係る指定袋等について (1) 指定ごみ袋等の作成・販売は、新市とする。 (2) 指定ごみ袋等の種類は5種類とし、販売価格は渋川市の価格を基本とし、次のとおりとする。 ・可燃・不燃ごみ（大）：1枚10円 ・可燃・不燃ごみ（小）：1枚6円 ・粗大ごみシール：1枚10円 (3) 販売方法は、市に登録された販売店とする。 (4) 販売手数料は、袋1枚1円とする。



【調整理由】(1) 衛生組織や商工会が取り扱っている自治体があるが、新市では外部組織の取扱を廃止し、全て新市が取り扱うこととする。
 (2) 販売価格については、ごみ処理を有料化し、ごみ袋の価格に処理手数料を上乗せしている自治体もあるが、新市では、ごみ処理を無料とし、現行渋川市の価格とする。
 (3) 衛生組織や商工会で取り扱っている自治体もあるが、新市では、販売店のみの取扱とする。
 (4) 販売価格が渋川市に倣うため、販売手数料についても渋川市に倣い袋1枚1円とする。

報告第34号 協議項目24-20「学校教育の取扱い」について
 平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された
 「学校教育の取扱い」の調整方針に基づき、引き続き検討を行った結果を報告しました。



公立幼稚園の保育料について

調整方針	5 幼稚園については、次のとおりとする。 (1) 公立幼稚園の保育料については、 <u>渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整する。</u>
調整結果	(1) 公立幼稚園の保育料については、次のとおりとする。

【調整理由】 現行の保育料の低い小野上村、子持村への保護者影響を考慮し、また、渋川市の保護者影響も考え併せ、段階的に統一する。

幼稚園保育料（月額） (単位：円)

年度	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
平成18年2月20日から 平成19年3月31日	5,900	(平成14年度廃園) 入園する幼稚園の 保育料額	2,000	2,100	4,000	4,000
平成19年4月1日から	5,900	同上	3,000	3,000	4,000	4,000
平成20年4月1日から	5,900	同上	4,000	4,000	4,000	4,000
平成22年4月1日から	5,900	同上	5,000	5,000	5,000	5,000
平成23年4月1日から	5,900	同上	5,900	5,900	5,900	5,900

減免制度について

調整方針	5 幼稚園については、次のとおりとする。 (3) 減免制度については、 <u>新市において調整する。</u>
調整結果	(3) 減免制度については、渋川市保育料減免規則に倣う。

【調整理由】 合併時は現行のとおりとし、平成18年4月1日から規定の明確な渋川市の例に倣い、その減免割合に応じた減免額とする。

幼稚園保育料減免額（年額） (単位：円)

年度	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
平成18年4月1日から						
第1子	20,000	入園する幼稚園保育料減免額	7,000	7,000	14,000	14,000
第2子	43,000	同上	15,000	15,000	29,000	29,000
第3子以降	65,000	同上	22,000	23,000	44,000	44,000
平成19年4月1日から						
第1子	20,000	入園する幼稚園保育料減免額	10,000	10,000	14,000	14,000
第2子	43,000	同上	22,000	22,000	29,000	29,000
第3子以降	65,000	同上	33,000	33,000	44,000	44,000
平成20年4月1日から						
第1子	20,000	入園する幼稚園保育料減免額	14,000	14,000	14,000	14,000
第2子	43,000	同上	29,000	29,000	29,000	29,000
第3子以降	65,000	同上	44,000	44,000	44,000	44,000
平成22年4月1日から						
第1子	20,000	入園する幼稚園保育料減免額	17,000	17,000	17,000	17,000
第2子	43,000	同上	36,000	36,000	36,000	36,000
第3子以降	65,000	同上	55,000	55,000	55,000	55,000
平成23年4月1日から						
第1子	20,000	入園する幼稚園保育料減免額	20,000	20,000	20,000	20,000
第2子	43,000	同上	43,000	43,000	43,000	43,000
第3子以降	65,000	同上	65,000	65,000	65,000	65,000